**資料１-２**

**公立大学法人大阪に係る**

**第１期中期目標期間終了時の業務実績評価の進め方について**

* 地方独立行政法人法第78条の２第１項第２号により、**公立大学法人は、**中期目標期間の最後の事業年度において、**「中期目標期間における業務実績」について、評価を受けなければならない**とされている。
* 中期目標期間終了時の業務実績の評価は、**中期目標期間の業務実績により、中期目標の達成状況等を評価**するもの。
* しかし、2022年度の大阪公立大学開学に伴い、中期目標・中期計画に変更が生じているため、公立大学法人大阪に係る評価にあたっては、**変更後の中期目標に基づく中期計画**（新計画）**における2022年度から2024年度までの業務実績により評価**することを基本とする。
* なお、**変更前の中期計画**（旧計画）**における2019年度から2021年度までの３年間の業務実績**については、**各年度の大項目評価及び全体評価結果に基づき、全体評価において評価**することとする。

【　参考　】公立大学法人大阪の第１期中期目標期間における評価時期

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| R1年度(2019) | R2年度(2020) | R3年度(2021) | R4年度(2022) | R5年度(2023) | R6年度(2024) |  | R7年度(2025) |

旧計画に基づく期間

新計画に基づく期間

大阪公立大学開学

(中期目標・中期計画変更)

**4年目（最後の事業年度の前々事業年度）終了時の評価(※)**

**第1期中期目標期間終了時の評価(※)**

※評価にあたっては、認証評価機関の教育及び研究の状況に

ついての評価を踏まえる

**＜地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）＞**

**関係法令**

**（詳細）**

**（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等の特例）**

第七十八条の二　公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一　中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二　**中期目標の期間の最後の事業年度**　中期目標の期間における業務の実績

２　公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる各事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

３　第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

４　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

５　評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

６　設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

７　第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

（認証評価機関の評価の活用）

第七十九条　評価委員会が公立大学法人について前条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

**＜学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）＞**

第百九条

①　略

②　大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。